第七条第一項中「観点から政令で定める技術上の基準に適合する」を「ことができるものであつて、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考慮した」に改め、同条第二項中「構造」を「構造の技術上の基準」に、「参酌して」を「参酌して、」に改め、「技術上の基準に適合するものでなければならない」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　公共下水道の構造について公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から必要とされる技術上の基準は、政令で定める。

第七条の三第三項中「点検及び」を「公共下水道の施設の点検及び安全性の評価並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（計画的な改築等）

第七条の四　公共下水道管理者は、長期的な観点から、排水区域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況に鑑み、公共下水道の計画的な改築に努めなければならない。

２　公共下水道管理者は、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道の改築に要する費用を含む公共下水道の管理に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第九条第一項中「、あらかじめ」を削り、「を変更しよう」を「の変更（次条第一項の規定による当該区域の全部又は一部の廃止を伴う変更を除く。）をしよう」に改め、同条第二項中「と読み替える」を「と、「次条第一項」とあるのは「次条第五項において準用する同条第一項」と読み替える」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（排水区域等の廃止）

第九条の二　公共下水道管理者は、排水区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域の全部又は一部の下水を排除する必要がなくなつたと認める場合には、当該排水区域の全部又は一部を廃止することができる。

２　公共下水道管理者は、排水区域の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を、第四項の公示の日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

３　公共下水道管理者は、前項の規定による公示をしようとするときは、当該公示に係る区域内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならない。ただし、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除に代わる措置として国土交通省令で定めるものを講ずる場合は、この限りでない。

４　公共下水道管理者は、第一項の規定により排水区域の全部又は一部を廃止したときは、廃止した区域その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

５　前各項の規定は、処理区域の全部又は一部を廃止する場合に準用する。この場合において、第一項中「排除する」とあるのは「処理する」と、前三項中「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と、第三項ただし書中「排除」とあるのは「処理」と読み替えるものとする。

第十条第一項第三号中「（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）」を削り、同条第二項中「前項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。

４　排水区域のうち前条第二項の規定により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、第一項の規定にかかわらず、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができる。

第十一条の三第一項中「処理区域内」を「処理区域（第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）内」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（都道府県による復旧工事の代行）

第十四条の二　第二十五条の二十二第一項の規定により流域下水道を管理する都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道（当該流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）について復旧に関する工事を当該市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第三条の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

２　前項の都道府県は、同項の規定により公共下水道の復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わつてその権限を行うものとする。

３　第一項の規定により都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行う場合には、第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

４　第一項の規定により都道府県が施行する公共下水道の復旧に関する工事については、当該都道府県の費用をもつてこれを施行する。この場合において、国は同項の市町村が自ら当該公共下水道の復旧に関する工事を施行することとした場合に国が当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

５　第二項の規定により公共下水道管理者に代わつてその権限を行う都道府県は、第五章の規定の適用については、公共下水道管理者とみなす。

第十六条中「前二条」を「前三条、第三十一条の五及び道路法第二十条の三」に改める。

第十八条の見出しを「（損傷等負担金）」に改め、同条中「損傷した行為」の下に「又はその機能を著しく妨げた行為」を、「工事」の下に「又は維持」を加える。

第二十条第二項第二号中「をこえない」を「に、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものを超えない」に改め、同項第四号中「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　前項各号の原則によつて使用料を定めるに当たつて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（施設の工事及び維持管理の状況の公表）

第二十三条の二　公共下水道管理者は、公共下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報であつて国土交通省令で定める事項について、国土交通省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第二十五条中「基く」を「基づく」に改め、「設置その他の」を削る。

第二十五条の二十二中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

第二十五条の二十三中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

７　流域下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、道路法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

第二十五条の二十四第一項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の流域下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。